

学校で予防すべき感染症による出席停止のお知らせ

学校では、下記の感染症に罹っている生徒については、他の生徒への感染を防止するために出席停止となります。(学校保健安全法施行規則)

つきましては、下記の感染症に罹っている生徒は、医師の登校許可があるまで自宅療養してください。なお、登校時には、別紙の医師による証明書を担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	南米出血熱、エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱、マールブルグ病 急性灰白髄炎、ジフテリア、MERS 痘そう、SARS、ペスト、ポリオ インフルエンザ(H5N1及びH7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水疱	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢、腸チフス コレラ、パラチフス その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで